

生成 AI を活用した情報公開サイト等の構築に係る  
情報提供依頼書（RFI）

令和8年4月28日  
東広島市 総務部 DX推進チーム

## 1 趣旨・目的

近年、生成 AI やクラウド技術の進展により、専門的な開発スキルを有しない組織においても、比較的短期間・低コストで Web サービスを構築・改善することが可能となっている。

東広島市（以下「本市」という。）では、個人情報を含まない公開情報を対象とした Web サイトについて、生成 AI およびクラウドコード等を活用し、主に以下の点を重視したサービス構築の在り方を検討している。

- ・迅速に構築できること
- ・小規模に始め、段階的に改善できること
- ・構築、改善の過程を通じて、職員自身の理解やスキル向上につながる

また、単一の Web サイトやサービスの構築にとどまらず、ウェブサーバーやデータベース等の基盤要素を含めた構築、運用の考え方を整理し、同様の構成を市が運用する他の特設サイト等に横展開できる状態になることが望ましいと考える。

本情報提供依頼（RFI）は、こうした考え方のもと、事業者による一方的な設計・開発ではなく、職員と事業者が伴走しながら検討・試行する支援のあり方、ひいては職員が内製によりサービスを構築する体制を整備するために、民間事業者から幅広く情報や知見を収集することを目的として実施するものである。

なお、本 RFI は、今後の検討資料として活用するための情報収集を目的としたものであり、特定の事業者の選定や、調達を約束するものではない。

## 2 背景・現状

本市では、令和 3 年度から現在まで、ServiceNow 社が提供するプラットフォーム（Now Platform）を活用し、市民及び事業者向けの各種サービス（東広島市市民ポータルサイト／事業者ポータルサイト（サポートビラ））を構築・提供している。

本サービスの導入により、一定の業務効率化やサービス提供の高度化を実現しているものの、新たな市民向けサービスや機能を追加・拡張する際には、設計・開発・検証等に相応の時間とコストを要している。

そのため、市民ニーズの多様化や変化が進む中で、迅速に新しいサービスを展開することが難しく、実際に追加できるサービス数は年間でも限られたものとなっている。

この結果、ニーズは認識しているものの、予算や工数の制約からサービス化に至らないケースも生じており、市民向けサービスの拡充が十分に進まないという課題を抱えている。

今後、市民及び事業者向けサービスのさらなる利便性向上を図るためには、既存プラットフォームまたは ServiceNow 以外のサービス基盤上により低コストかつ短期間で新しいサービス・機能を構築・展開できる手法や仕組みの検討が必要な状況にある。

### 3 想定する対象・前提条件

本 RFI において想定するサービスの前提条件は、以下のとおりである。

- ・ 個人情報を入力、保持、処理しないこと
- ・ 公開情報（市が保有する制度概要、補助金情報、手続き案内等）を対象とすること
- ・ 市民や事業者が Web ブラウザから利用できること
- ・ 小規模な機能から試行し、改善を重ねられる構成であること

また、Web サイトの構築に必要なウェブサーバー、データベース、ストレージ等の基盤についても、クラウドサービスの活用等を前提に、職員が構成や役割を理解しやすい形で整理されていることを望む。

構築や運用の過程においては、職員が内容や仕組みを理解し、将来的に自ら改善、修正を行える状態を目指すことを前提とする。なお、同様の構成を用いて他の特設サイト等を自ら構築・改善できる状態になることが理想である。

### 4 想定するユースケース

生成 AI を活用して構築するユースケースとして、現時点で本市が想定しているものは以下のとおり。

#### (1) 補助金・支援制度情報の検索・案内サイト

利用者の関心や条件に応じて、該当する補助金制度を整理・提示  
制度概要や利用時の注意点を分かりやすく案内

#### (2) 行政手続き・制度情報の案内サイト

利用目的や状況に応じて、関連する手続きや制度情報を整理して案内  
公開情報を基にした要約・説明表示

※(1)(2)のいずれも、個人情報の入力を前提としない構成を想定する。

※(1)(2)のいずれも、市が保有する公開情報を利用者に分かりやすい形で公開することを目的としたもの。

### 5 生成 AI・クラウド技術および伴走支援の考え方

本市が関心を有しているのは、単なるシステム提供ではなく、職員が理解し、使いこなし、改善していくことを前提とした支援のあり方である。

そのため、以下の観点を満たす情報提供を期待する。

- ・ 生成 AI を活用した情報整理、要約、検索性向上等の具体的な活用方法
- ・ クラウドコード、ノーコード／ローコード等を活用した迅速な構築、改善
- ・ ウェブサーバー、データベース等の基盤をどのように準備、構成するかについての考え方や標準例
- ・ 構築した基盤に対して、Web Application Firewall（以下「WAF」という。）等を含むセキュリティ対策をどのように実装、運用するかの整理

- ・検討段階から職員が関与し、要件整理や設計意図を理解できるプロセス
- ・ハンズオン、レビュー、フィードバック等を通じた伴走型の技術・運用支援
- ・最終的には、職員が同様の構成を用いて特設サイト等を内製し、設定変更や軽微な機能追加を行える状態を目指す支援方法

特定の AI モデルや技術構成は指定せず、現実的で、横展開、内製化を見据えた持続可能なものを期待する。

## 6 運用・管理に関する基本的な考え方

本 RFI では個人情報を扱わないことを前提とするが、以下の点について配慮された情報提供を期待する。

- ・誤情報や不適切な表示を抑止するための考え方
- ・公開サイトとしての最低限の運用ルールや管理方法
- ・制度改正や情報更新時に、職員が対応しやすい構成
- ・WAF 等のセキュリティ対策を含めた、公開 Web サイトとしての基本的な防御・監視の考え方

## 7 情報提供依頼の内容

前述の内容を前提として、以下の情報提供を依頼する。

なお、以下は本市が想定するものを明示したものであり、その全てを満たすことを必須要件とはしない。

### (1) 情報提供者の会社概要

組織概要、組織図、事業内容、グループ企業・関連会社等

### (2) 導入実績と効果

生成 AI を活用したサービス導入、開発、保守等の実績資料（自治体・公共分野、民間を問いません）

### (3) 提供可能なサービス・ソリューション概要

- ・生成 AI 関連製品・サービスの概要
- ・提供形態（クラウド／オンプレミス／ハイブリッド等）
- ・自治体での導入実績（あれば）

### (4) システム構成・技術的要素

- ・利用する AI モデルの種類（独自／外部 LLM 等）
- ・RAG（検索拡張生成）等の活用可否
- ・既存システムとの連携方法（API 等）
- ・スケーラビリティ・可用性
- ・ウェブサーバー、データベース等の構成例
- ・横展開を想定した際の構成テンプレート化や再利用の考え方

(5) セキュリティ・個人情報保護

- ・個人情報・機密情報の取り扱い方針
- ・学習データへの利用有無
- ・通信・データ保管時のセキュリティ対策
- ・ログ管理・監査対応
- ・WAF、脆弱性対策、アクセス制御等の具体的な実装・運用方法

(6) 導入・運用支援体制（職員と協働しながら進める伴走支援の進め方）

- ・導入までの標準的なスケジュール感
- ・初期設定・チューニング支援
- ・運用開始後のサポート内容  
※運用開始後も本市が自走して維持管理できる形が好ましい。
- ・職員向け研修・マニュアル整備

(7) 概算見積費用

- ・初期費用
- ・月額・年額費用
- ・利用量に応じた課金体系
- ・将来的な拡張時の費用感

(8) 今後の制度・技術動向への対応

- ・生成 AI に関する法令・ガイドライン対応
- ・モデル更新や技術進化への追従方法

(9) その他、本取組に有益となり得る情報

6 情報提供方法

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）17時まで

(2) 提出様式

様式は任意とし、日本語により作成のうえ、提出してください。

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

7 本件に関する質問

本依頼内容に関する質問がある場合は、令和8年5月20日（水）17時まで受け付けます。件名を「【事業者名】生成 AI を活用した情報公開サイト等の構築に係る RFI に関する質問」とし、別紙の質問票に質問内容を記載のうえ、「8 提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛にご送付ください。

電子メール以外の方法を希望する場合、事前にご相談ください。

## 8 提出先及び連絡先

東広島市総務部DX推進チーム

担当：佐藤・末廣

電話番号：082-420-0944

電子メール：hgh200944@city.higashihiroshima.lg.jp

## 9 提案いただいた情報等の取扱いについて

- ・本情報提供依頼への回答に要する費用は、すべて回答者の負担とします。
- ・提供いただいた情報は、本市内部における検討資料として利用するほか、個別の事業者が特定されない形で二次利用（資料作成、庁内共有等）する場合があります。
- ・本情報提供依頼により提供された提案、資料、ノウハウ等に関する著作権その他の知的財産権は、原則として回答者に帰属するものとします。ただし、本市は、本依頼の目的の範囲内において、無償でこれらを利用できるものとします。
- ・本情報提供依頼は、契約又は調達を前提としたものではなく、本依頼への回答の有無や内容により、今後の調達において利益又は不利益が生じるものではありません。
- ・回答内容について、必要に応じて追加の確認や意見交換をお願いする場合があります。